

「平成21年税制（短期譲渡所得の特別控除・圧縮記帳の特例の創設）」

（法人税）

- 平成21、同22年中に取得した土地等を譲渡した場合の譲渡益について、1000万円を特別控除する。
- 平成21、同22年中に土地等を取得し、その取得の日を含む事業年度の確定申告書の提出期限までにこの特例の適用を受ける旨の届出書を提出している場合、土地等の取得価額を限度として、その後10年間に他の土地等を売却して譲渡益が発生しても、その8割（平成22年取得分については6割）を減額する。減額相当額は、先に取得した土地等の価額を圧縮記帳することにより課税を繰り延べる。